

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和5年3月14日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

(1) 業務名 産業実態調査（製造業・商業）業務委託

(2) 業務の概要

この委託は、豊田市産業振興プラン及び豊田市商業活性化プランの基礎資料を得るために、豊田市内の製造業・商業分野における事業者や企業等の実態把握調査の実施、調査結果の分析、課題の抽出、施策の提案等の業務を委託するものである。

(3) 履行期限 令和6年3月15日（金）

(4) 提案限度額 19,720,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

(5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること。（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録された者に限る。）

イ 平成30年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の産業（工業・商業）振興に係る計画策定検討業務（以下「同種業務」という。）の元請として1件当たりの税込金額1,000万円以上の履行実績を有する者であること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和5年3月14日(火)から令和5年3月27日(月)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所産業部商業観光課商業振興担当(西庁舎7階)又は商業観光課ホームページからダウンロード

#### 4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和5年3月27日(月) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所産業部商業観光課商業振興担当(西庁舎7階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 参加資格要件(7)ア及びイが確認できる書類(契約書等の写し)

#### 5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和5年3月28日(火)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

#### 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和5年3月27日(月) 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回答 令和5年4月4日(火)までに商業観光課ホームページ(又は参加者にメール)にて行う。

#### 7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面10枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(提出部数は正本1部、副本10部) 副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

- (1) 業務経歴  
平成30年4月以降の同種業務実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)
- (2) 業務担当体制  
業務担当責任者の資格、経歴及び平成30年4月以降の同種業務実績
- (3) 業務実施方針  
実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等
- (4) 本業務への提案や意見
  - ア アンケート調査の工夫・提案
  - イ 現行のプランにおける課題の指摘及びその改善提案
- (5) 工程計画
- (6) 見積書及び積算内訳書(1部)

#### 8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年4月11日(火) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所産業部商業観光課商業振興担当(西庁舎7階)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

## 9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和5年4月17日（月） 午前9時から午後0時までのうち指定する25分間（時間は対象者に後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 西61会議室（西庁舎6階）予定
- (3) 備考 ア 提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。  
イ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。  
ウ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。  
エ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

## 10 評価基準

- (1) 以下の項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
- ア 業務経歴等  
（ア）企業の業務実績（8点）  
（イ）業務担当責任者の業務実績（12点）
- イ 業務実施計画等  
（ア）業務実施方針（16点）  
（イ）本業務への提案や意見 ア・イ（60点）  
（ウ）工程計画（4点）
- ※詳細は別紙「評価基準」のとおり
- (2) 最高得点の者が複数であった場合は、見積金額のより安価な者を契約の相手方として特定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。
- (4) 選考は、以下の6名の委員により行う。  
学識経験者（産業振興委員会会長）  
学識経験者（商業振興委員会委員長）  
豊田商工会議所専務理事  
産業部商工振興室長  
産業部産業労働課長  
産業部商業観光課長

## 11 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知(予定)日 令和5年5月16日(火)  
(2) 契約(予定)日 令和5年5月24日(水)  
プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

## 1.2 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。  
(2) 次に掲げる提案は無効とする。  
ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案  
イ 見積金額が提案限度額を超える提案  
ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案  
エ 市が示した条件に違反した提案  
オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案  
(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出を認めない(本市から指示があった場合を除く。)  
(4) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。  
(5) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和6年度豊田市産業振興プラン策定等業務及び令和6年度豊田市商業活性化プラン策定等業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。  
(6) 選考結果通知後の辞退は認めない。

### 【問合せ先(提出先)】

〒471-8501 豊田市西町三丁目60番地  
豊田市産業部商業観光課商業振興担当(西庁舎7階)  
電話 0565-34-6642(直通)  
FAX 0565-35-4317  
メールアドレス shoukan@city.toyota.aichi.jp